

石川県公報

令和4年7月22日

第13526号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目		次		
告 示		教育委員会		
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	1	○令和5年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験公告	6
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	1	公安委員会	
○土砂災害特別警戒区域の解除	(同)	4	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	8
公 告				
○入札公告	(危機対策課)	4		
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課)	6		

告 示

石川県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について、次のとおり指定を解除する。

令和4年7月22日

石川県知事 馳 浩

南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
滝町3号	加賀市山中温泉滝町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和4年7月22日

石川県知事 馳 浩

1 南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
滝町3号	加賀市山中温泉滝町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

2 石川土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
大道谷	白山市白峰	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県石川土木総合事務所建設課及び維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

3 県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
戸室別所	金沢市戸室別所町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
上平	金沢市上平町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
二俣第2	金沢市二俣町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
小菱池	金沢市小菱池町 金沢市魚帰町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
菱池小原	金沢市菱池小原町 金沢市折谷町 金沢市小菱池町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
四王寺	金沢市四王寺町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
平等本町第2	金沢市平等本町 金沢市小豆沢町 金沢市打尾町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
別所	金沢市別所町 金沢市蓮花町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
湯涌曲	金沢市湯涌河内町 金沢市湯涌曲町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
大平沢	金沢市大平沢町 金沢市平町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
戸室山	金沢市小豆沢町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
奥新保	金沢市奥新保町 金沢市砂子坂町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
桐山西	金沢市桐山町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
千杉	金沢市千杉町 金沢市榎尾町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
常德	河北郡津幡町朝日畑 河北郡津幡町常德	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
上池ヶ原	河北郡津幡町池ヶ原 河北郡津幡町平野 河北郡津幡町小熊	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
上大田東	河北郡津幡町上大田	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
三国山	河北郡津幡町下河合	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
興津	河北郡津幡町下河合	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
山北	河北郡津幡町山北 河北郡津幡町蓮花寺	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
大島	河北郡津幡町九折	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
俱利伽羅	河北郡津幡町河内 河北郡津幡町九折	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

4 中能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
福水	羽咋市福水町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
走入	羽咋郡宝達志水町走入	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
向瀬	羽咋郡宝達志水町走入	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
宝達	羽咋郡宝達志水町宝達	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
石坂	羽咋郡宝達志水町石坂	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
大福寺	羽咋郡志賀町大福寺	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
中平	羽咋郡志賀町鶴野屋 羽咋郡志賀町阿川 羽咋郡志賀町灯	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
河内第 1	七尾市中島町河内	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
江泊	七尾市江泊町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
須曾	七尾市能登島須曾町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
上島	七尾市中島町町屋	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課及び羽咋土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

5 奥能登土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
大沢	輪島市大沢町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
皆月東部	輪島市門前町皆月	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
中野屋	輪島市門前町浦上	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
北川	輪島市門前町千代 輪島市門前町黒島町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
池田	輪島市門前町池田	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
山是清 1	輪島市門前町山是清	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
清土	輪島市門前町浦上	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
宮古場	輪島市門前町宮古場	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
椎木	輪島市門前町椎木 輪島市門前町小山	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
打越林	輪島市打越町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
別所谷	輪島市別所谷町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
鬼屋	輪島市門前町鬼屋	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
仁垣	輪島市下山町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
立野	輪島市光浦町 輪島市美谷町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
和気	輪島市下黒川町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
下黒川	輪島市下黒川町 輪島市二俣町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
二俣	輪島市二俣町 輪島市下黒川町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
小向	輪島市別所谷町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
空熊	輪島市空熊町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

鹿磯	輪島市門前町鹿磯	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
高根尾	輪島市門前町高根尾 輪島市門前町和田	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
中谷内	輪島市門前町中谷内	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
石休場第2	輪島市石休場町 輪島市山ノ上町 輪島市北谷町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
北名舟	輪島市名舟町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
西院内	輪島市西院内町 輪島市東印内町 輪島市里町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
大川	輪島市町野町東大野 輪島市町野町川西	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
杉本谷	輪島市杉平町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
横地	輪島市横地町 輪島市東中尾町	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
日詰脇第1	鳳珠郡能登町柳田	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
北河内	鳳珠郡能登町北河内	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり
蓮花坊	鳳珠郡能登町当目	次の図のとおり	地すべり	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課及び奥能登土木総合事務所(分室)維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

令和4年7月22日

石川県知事 馳 浩

南加賀土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項	解除事項
滝町3号	加賀市山中温泉滝町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり	全部

(「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び大聖寺土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年7月22日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

令和4年度石川県原子力災害時避難方法等実態把握調査業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和5年2月28日まで

(4) 実施日及び場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

石川県原子力災害時避難方法等実態把握調査業務委託に係る一切の経費を含めた金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に、国又は地方公共団体が発注した層化無作為抽出法による標本数が2,000件を超える調査・集計業務を受注し、又は履行した実績があることを証明できること。

3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、令和4年7月29日(金)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室危機対策防災対策グループ 電話番号 076-225-1465

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和4年8月24日(水)午後2時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和4年8月24日(水)午後2時

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の審査

この入札に参加を希望する者は、2(4)に係る事項を証明する書類を令和4年7月29日(金)までに石川県危機管理監室危機対策課防災対策グループに提出すること。

(5) 契約書の要否

要

(6) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 手続における交渉の有無
無
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年7月22日

石川県知事 馳 浩

- 組合の名称
白山市松任北安田南部地区土地区画整理組合
- 事務所の所在地
白山市北安田町1056番地1
- 設立認可の年月日
平成27年12月25日
- 変更認可の年月日
令和4年7月12日

教 育 委 員 会

令和5年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験公告
令和5年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。
令和4年7月22日

石川県教育委員会教育長 北 野 喜 樹

令和5年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験実施案内

石 川 県 教 育 委 員 会

- 目的
石川県立学校の寄宿舎指導員（盲学校又はろう学校の寄宿舎における児童又は生徒の日常生活上の世話及び学習指導や生活指導に従事する。）を志願する者について、その採用に当たっての選考資料を得ることを目的とする。
- 受験資格
次の(1)(2)の条件を全て満たす者
 - 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
 - 昭和48年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（令和5年3月卒業見込みの者を含む。）
- 採用見込数
若干名
- 試験期日及び試験会場

試 験 区 分	試 験 期 日	試 験 会 場
筆記試験・適性検査・面接試験	令和4年10月2日（日）	石川県立金沢西高等学校

5 試験の内容等

試験区分		内 容 等
筆記	総合教養	・一般教養及び『特別支援教育』に関する基礎的な知識を問う。
試験	作文	・寄宿舎指導員としての意欲、適性等をみる。
面接試験		・個人面接において、寄宿舎指導員としての意欲、適性等をみる。

6 試験の日程

試験日	9:00	9:30	9:40	11:10	11:30	12:00	13:00～
10月2日(日)	受付	諸注 意等	筆記試験	休憩	適性検査	昼食	面接試験

7 出願手続

郵送又は持参で出願することができる。

(注)・出願に要する書類等に偽り等があった場合は、採用を取り消すことがある。

・提出された書類等は、返却しない。

(1) 出願に要する書類等

ア 石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験志願書

(注)・志願書記入上の注意に従い、記載もれのないようにすること。

・身体の都合で試験実施上配慮の必要なことがあれば、志願書の該当欄に具体的に記入すること。

イ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書(3か月以内のもの)

(注)・卒業証明書に記載された氏名と本人の氏名が異なる者は、これを証明する公的機関の証明書(戸籍抄本等)を1通提出すること。

ウ 連絡用封筒(長形3号:235mm×120mm)2枚

(注)・受験票及び選考結果通知書を簡易書留で郵送するので、あて先及び郵便番号を明記し、404円分の切手を貼ること。

(2) 出願に要する書類等の提出

期 間:令和4年8月16日(火)から令和4年9月2日(金)まで

(持参する場合は、月曜日から金曜日の9時～18時、郵送の場合は、9月2日(金)までの消印があれば受け付ける。)

提出先:〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県教育委員会事務局教職員課

(注)・出願する場合は、封筒(角形2号:332mm×240mm)の表に、『寄宿舎指導員』と朱書すること。

・提出書類の不備又は必要事項の記載もれがあった場合は、受け付けないことがある。

8 試験当日の携行品

試験当日の携行品は、次のとおりである。

- | |
|--------------------------------|
| ① 受験票(9月20日(火)に発送予定) |
| ② 筆記用具 |
| ③ 黒色の0.5mmのボールペン(水性・油性のどちらでも可) |
| ④ 外履きを入れる袋及び内履き |

9 選考及び選考結果等

(1) 選考について

選考に当たっては、寄宿舎指導員としての資質をバランスよく備えている者を採用するため、知識の量のみにとらわれず、公務員としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力などの人物評価を重視し、総合的な視点に立って判定を行う。

(2) 選考結果の通知

令和4年10月28日(金)に選考結果通知書を本人あて発送する。また、同日午後3時から、採用候補者を次の方法で発表する。

・受験番号を石川県教育委員会ホームページに掲載

10 給与等の待遇

(1) 初任給

2022(令和4)年4月現在では、高校卒の初任給は160,400円、短大卒の初任給は177,800円、大学卒の初任給は200,700円である。なお、学歴、職歴などに応じて所定の額が加算される。

初任給及び加算額は、人事委員会勧告に基づき改定されることがある。

(2) 昇給

原則として毎年1回行われる。

(3) 諸手当

期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、義務教育等教員特別手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給される。

11 その他

(1) 試験会場及び試験会場までの交通機関

試験会場及び電話番号	所在地及び交通機関
石川県立金沢西高等学校 TEL (076) 268-4321	金沢市畝田東3丁目526番地
	北鉄バス「金沢西高校前」下車徒歩約1分 「県庁前」下車徒歩約10分

(注)・自動車での来場を禁ずる。

- ・試験会場の教室には時計がないので、各自準備すること。
- ・試験会場内での携帯電話等の通信機器や、通信機能を備えた時計の使用は固く禁ずる。

(2) 出願及び受験についての問合せ先は、次のとおりである。

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県教育委員会事務局教職員課 TEL (076) 225-1823 (直通)

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第80号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和4年7月22日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所) 珠洲警察署管内の表60を次のように改める。

60	能登町役場前交差点	鳳珠郡能登町字宇出津夕字75番地1先	S52. 8.30
----	-----------	--------------------	-----------

別表第2(一方通行) 小松警察署管内の表に次のように加える。

111	小松駅東口ロータリー内道路	小松市日の出町一丁目141番地先から小松市日の出町一丁目176番地先まで	約190メートル	終日	車両	JR小松駅側入口から国道305号側出口に至る方向
112	小松駅東口ロータリー内道路	小松市日の出町一丁目176番地先から小松市日の出町一丁目176番地の西方約40m先まで	約20メートル	終日	車両	日の出町二丁目から土居原町に至る方向

別表第4(指定方向外進行禁止) 小松警察署管内の表に次のように加える。

462	小松駅東口ロータリー内道路	小松市日の出町一丁目176番地の西方約40m先	日の出町二丁目方向から日の出町三丁目方向への左折	車両	終日
-----	---------------	-------------------------	--------------------------	----	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表40の項及び91の項を次のように改める。

40	市道 I 242号線	白山市一塚町1438番地先	旭丘三丁目方向から八田町方向への直進	車両	7 : 00から 8 : 30まで (土、日曜日、休日を 除く。)
91	削 除				

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 白山警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	削 除			
----	-----	--	--	--

